

第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（三）

第二部 租税（二）

第一節 地代への課税（一）

地代に課す税は、地区ごとの地代を一定額と見なして以後は改めない固定基準で賦課する方式と、実際の地代の変動に連動させ、税額を柔軟に上下させ、耕作が進めば引き上げ、後退または衰退すれば引き下げる方式の二通りに大別できる。

英國で採用されたような、一定の基準で地域別に賦課する土地税は、導入時は均等でも、耕作の進捗や放置の程度の差によって時がたつにつれて不均等になる。イングランドでは、ウイリアム三世およびマリア二世治世四年に定められた郡や教区ごとの課税評価は、制度の当初から著しく偏っていた。このため、この税は四原則の第一に反するが、残る三原則には完全に合致する。確実性が高く、納期が地代の支払期と一致するため納税者にとって便利だ。実質的な負担は常に地主に帰するものの、慣行としては小作人が先に納め、地主は地代の支払い時にその分を差し引く。同程度の歳入をもたらす他

の税よりも、徵収に要する官吏の数は少ない。各地区の税額は地代の上昇に連動しないため、政府は地主の改良による利得を取り込めないが、改良が同一地区の他の地主の負担を軽くする場合はある。もつとも、個々の地所での増税は常に小さく、改良をためらわせたり、土地の产出を本来の水準以下に抑えたりはしない。供給を減らさない以上、その生産物の価格を押し上げることもなく、人々の経済活動を妨げない。地主の不都合は不可避の納税に尽きる。

ただし、グレートブリテン全土で地租の評価がこれまで固定されてきたことにより生じた地主の利益は、主に税の本質とは無関係な要因に由来する。

国内各地の繁栄を背景に、この評価が導入されて以後今日に至るまで、グレートブリテンの地代はおおむね上がり続け、下落は極めてまれだった。したがって、地主は現行の地代で算定すれば本来課される税額と古い評価に基づいて実際に納める税額との差を全国でおおむね一樣に享受してきた。仮に国の状況が逆で耕作が衰え、地代が段階的に下がる局面であれば、この利益の大半は失われていたはずだ。革命以後の実情では、評価の据え置きは地主に有利に働き、君主には不利になつたが、状況が逆なら君主に有利で地主には不利になり得た。

3 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（三）

税を金銭で納める以上、土地の評価も金額で示される。この制度が定着して以降、銀の価値はおおむね安定し、貨幣の重量や品位の基準も改められていない。もしアメリカの鉱山発見前の二世紀に見られたような大幅な上昇が起きていれば、評価額の固定は地主に不利になつた可能性がある。反対に、発見後少なくとも一世紀に実際に生じた大幅な下落が続いたなら、同じ固定は君主の租税収入を大きく目減りさせただろう。さらに、貨幣の基準を大きく改め、同じ銀一オンスを低い呼称または高い呼称の貨幣として铸造したとすれば、例えば五シリング二ペンスではなく二シリング七ペンスまたは十シリング四ペンスにしたような場合、低い呼称なら地主の収入が、高い呼称なら君主の歳入が損なわれる。

現実とやや異なる条件のもとでは、評価を固定する仕組みは拠出者にも共同体にも大きな不都合を招きうる。しかし、長い年月のあいだに、こうした条件は避けて通れないかたちで生じる。帝国は人の営みである以上すべて有限で、例外なく減んできたが、それでも永続を志す。したがつて、恒久性を前提とする統治体制は、特定の場面に限らず常に無理なく機能し、移ろいやすい偶然の条件ではなく、必然的で不变の条件に適合するよう設計されていなければならない。

地代の変動や耕作の改良・怠慢に応じて増減する税を地代に課すべきだという見方があり、フランスで自らを「エコノミスト」と称する文筆家の一派、すなわち重農主義として知られる人々がこれを最も公平だと唱えている。彼らは、課税の負担は結局地代に転嫁されるのだから、その負担の源泉に等しく賦課すべきだと主張し、税は最終的な支払源泉にできるだけ均等に及ぶべきだという点は妥当だと考える。一方で、本稿は彼らの抽象的な理屈には立ち入らず、以下でどの税が地代に帰着し、どの税が別の源泉に帰着するのかを明らかにする。

ヴェネツィア領では、農地を農民に賃貸した場合、地代の一割が課税される。賃貸契約は、各州および各地区の税務当局が管理する公簿に登録される。地主が自ら耕作する土地は公正な評価額に基づいて課税され、税の五分の一の控除が適用されるため、負担はみなしへ地代に対する一割ではなく八分となる。

この種の地租はイングランドの地租と比べれば明らかに公平だ。ただし、運用の確実性は十分とはいえない、課税額の査定や評価が地主の事務負担をしばしば増やし、相当な手間や煩雑な手続きを強いることがある。徴税に伴う費用もかさむ見込みで、さらに多額に及ぶおそれがある。

5 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（三）

行政運営の制度や管理体制を適切に設計し整備すれば、不確実性の発生を大きく抑え、支出の増加や費用負担も抑制できる。

例えば、貸主と借主が賃貸借契約を共同で公的な登録簿へ届け出る義務を課す案が考えられる。契約条件の隠匿や虚偽記載を禁じて厳格な罰則を定め、違反を通報し相手方について有罪判決が確定した場合には通報者に罰金の一部を還元する仕組みを組み合わせれば、税収を損なう結託を実効的に抑止できる。こうした記録が整えば、賃貸借契約の条件は広く明らかになり、全体像を把握しやすくなる。

一部の地主は地代の値上げの代わりに賃貸契約の更新時に更新料や権利金などの一時金を取り、地代を据え置くことがあるが、これは目先の現金と引き換えに将来価値の高い収入を手放す判断で、結果的に地主自身にも不利になりがちで、借地人にも不利益を招き、社会全体にとつても常に有害である。多額の一時金は借地人の運転資金を圧迫して耕作能力や生産性を弱め、そのため本来なら高い地代を払えた人でも低い地代の支払いすら難しくなりやすく、耕作能力の低下は国民経済の収入の中核をなす部分を本来の水準より低く抑え込む結果を招く。したがって、こうした一時金に通常の地代より相当重い課税をかければこの有害な慣行は抑止され、地主、借地人、政府や主権者、社会全

体に利益をもたらす。

借地契約の中には、契約期間中、借地人に特定の耕作方法や作付け順序を細かく義務づけるものがあり、その多くは地主が自らの知見を過信して過信して設けたもので、根拠が薄い場合が少なくない。したがって、こうした条件は、金銭地代に代えて提供される労務や役務というかたちの追加的地代として扱うべきだ。この慣行は一般に賢明とは言いがたいので、抑止の観点からも当該地代の評価額は高めに見積もり、その結果として通常の金銭地代よりやや高い課税水準にするのが望ましい。

スマスは、地代を金銭ではなく穀物や家畜・家禽・葡萄酒・油などの現物や労役で取り立てる地主がいると指摘したうえで、この種の地代は地主の得る利益に比べて小作人の負担が常に大きく、一方的に小作人に不利であり、普及すればするほどその国的小作人を貧困と窮状に追い込むと批判する。そして、現物地代や労役地代の価値を相対的に高く見積もり、通常の金銭による地代より重い税を課すよう課税標準を定めれば、社会全体に害を及ぼすこの慣行を抑止できると提案する。

地主が保有地の一部を自作する場合には、近隣の農民と地主のあいだで公正な仲裁を行つて地代を定め、小作地の地代が上限を超えないことを条件に、ヴェネツィア領の前

7 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（三）

例にならつた穩当な減税を認めるのが妥当だろう。地主に自作を促す意義は大きく、一般に地主は小作人より資本が潤沢で、技能で劣っていても高い収量を得やすい。新技術や新たな作付けといった試行的な営農にも取り組みやすく、失敗の影響は自分の範囲にとどまり、成功は地域の農法改良と耕作水準の向上へと広がる。他方で、減税は耕作範囲が過度に広がらないよう機能する設計にすべきだ。もし多くの地主が保有地の全てを直営に切り替えれば、勤勉な小作人は減り、怠慢な管理人は増えて農地管理が荒れ、耕作水準が低下して土地の年産も減り、地主の収入のみならず社会全体の重要な収入源も損なわれかねない。

行政の体制を整え、制度運用を適切に行えば、この種の税に関する不確実性を低減し、納税者の負担や不便の発生を抑え、ひいてはそれらの解消に資する。また、土地の管理では、国土の改良と適正かつ良好な耕作を促進する計画や政策を広く導入する契機となる。

地代の変動に応じて課税額を調整する地租は、固定評価方式に比べて徴税費用が幾分高くなるのは事実である。各地区に登記所を設けて運営する経費や、地主が自ら耕作して占有する土地を隨時評価し直す費用など、避けられない追加支出が生じる。それでも、

この税は比較的容易に歳入をもたらすため、総費用は概ね抑えられ、収益性の低い他の多くの税の徴収に要する費用より小さくできる。

変動地租には土地改良を萎縮させるおそれがあり、これが制度に対する最大の異論となつてゐる。政府が費用を負担せずに改良の利益にあずかれば、地主の意欲は確実に削がれる。ただし、改良に先立ち、地主が歳入当局と協力し、双方が同数ずつ選んだ近隣の地主と農民による公正な鑑定で土地の実勢価値を定め、その評価に基づく課税を投下の資本や費用の全額回収に足る年限に限つて固定することを認めれば、この難点は和らぐ。この地租の目的の一つは、歳入増を動機として政府の関心を土地改良に向けることにある。したがつて、地主補償のための固定期間はその目的に必要な水準を大きく上回らないよう定め、利益があまり先の将来に偏つて政府の関心が薄れないよう配慮すべきだ。それでも、期間は短すぎるより、やや長めの方が妥当だ。政府の関心を喚起するどんな誘因も、地主の関心を少しでも弱める効果を埋め合わせることはできない。政府の関心は、最善の場合でも、国内の広い範囲で耕作をどう改善するかという一般的で曖昧な配慮にとどまりがちなのに対し、地主の関心は自らの所有地の隅々までをいかに最も有利に活用するかを突き詰めて考える、きわめて具体的で緻密な検討である。したがつて政

9 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（三）

府の主要な務めは、地主と農民が自律的な判断で利益を追求できるよう最大限に後押しし、勤労の正当な報いを十分に享受できる確実な保護を与えることにより、あわせて国内の陸路と水路の至るところでできるだけ容易で安全な連絡を整え、諸外国への輸出に広範な自由を認め、双方の産物の販路をできる限り広げるべきだ。

この運用体制のもとで、この種の課税によって土地改良が妨げられず、むしろ促進されるのであれば、地主にとつての不都合は、避けられない納税義務を除けば、特に見当たらない。

社会が好転しても後退しても、農業の豊凶や規模の拡大縮小があつても、銀の相場や通貨制度が変動しても、この種の税は政府が細かく介入したり綿密に調整したりする必要がなく、その時々の実情に自動的に適合してあらゆる局面で一貫して公正に機能する。したがつて、常に一定の固定評価に基づく課税方式とするよりも、恒久的な規範として共同体の基本法に位置づけるのが妥当である。

幾つかの国家は、賃貸借を登録する単純明快な制度ではなく、国内のすべての土地を実地に測量して評価するという費用と労力のかかる方策を採用してきたが、これは貸主と借主が国庫収入を減らすために賃貸条件の実態を隠すおそれがあるとみなしたためで

ある。『ドゥームズデイ・ブック』は、そうした綿密な実地調査の成果とされている。

プロイセン王国の旧来の直轄領においては、地租は実測と評価に基づいて賦課し、評価は必要に応じて改定する。この評価に基づき、聖職者以外の地権者は収入の二割から二割五分、聖職者は四割から四割五分を納める。現国王の命により実施されたシレジアの測量と評価は精度が高いとされ、その結果、ブレスラウ司教領には地代の二割五分、両宗派の聖職者のその他の収入には五割、ドイツ騎士団およびマルタ騎士団の司令所の領地には四割、貴族資格に基づく保有地には百に対し三十八と三分の一、下級身分の保有地には百に対し三十五と三分の一の課税が課されている。

ボヘミアの地籍測量と評価は百年以上にわたる長期の事業であり、完成したのは一七八四年の講和後で、当時の女帝の命によつて達成された。ミラノ公国の測量はカール六世の在位中に始まり、一七六〇年以降にかけて完了し、同種の事業の中でも屈指の正確さを備えると評価されている。サヴォワおよびピエモンテにおける測量は先代のサルデニーニャ王の命で実施された。

プロイセン王国では、教会収入に対する課税は一般の土地所有者に対するものより著しく重い。教会収入の多くは地代の形で生じるが、土地改良に充てられることは稀で、

多くの国民の所得を押し上げる用途もほとんどない。この事情を踏まえ、逼迫する国家財政を緩和するには教会により大きな負担を求めるのが妥当だと国王は判断したとみられる。一方、各国で制度は異なり、教会領を全面免税とするか、他の土地より軽く課税する例もある。たとえばミラノ公国では、教会が一五七五年以前から保有する土地は、課税上の評価額のうち三分の一のみが対象となる。

シレジアでは、貴族保有地の課税率は隸属保有地よりも百分の三だけ高く定められている。プロイセン国王は、貴族身分に伴う名誉や特権がこの小幅な上乗せ分を相殺し、隸属保有地の屈辱的な劣位は軽い課税によつていくらか和らぐと考えたとされる。一方、他国では制度がこの不平等を緩和せず、かえつて強めている。サルデニヤ王国領や、フランスのうち不動産に対する「タイユ」（タイユ・レアルまたはタイユ・プレデイアル）を課す地方では、課税は隸属保有地にのみ及び、貴族保有地は免税される。

国土全体を一斉に調べて一律評価で決める地租や地税は、当初こそ公平で厳正に見えて、やがて均衡が崩れて不平等を生みやすい。これを避けるには、国内の各農場の実情や状態、収穫や生産量の変化を政府が絶えずきめ細かく把握し、必要に応じて評価を補正し続ける不斷の労力が要る。実際、プロイセン、ボヘミア、サルデニヤ、ミラノ

公国の政府はこうした監視と対応を行つてゐる。だが、こうした細部への介入は政府の役割や性格にそぐわず、長続きしにくい。仮に統けても、納税者の負担軽減という実益よりも、長い目で見れば手間の増大といらだちや反発の方がはるかに大きくなるおそれがある。

一六六六年のモントーバン総監区では、不動産に対するタイユが精密な実測と評価にもとづいて定められていたとされるが、一七二七年までに配分が大きく歪んだため、政府は是正のため総監区全体に十二万リーヴルの付加課税を課す方策を採つた。付加分は旧来の賦課基準（賦課表）の比率どおりに各地区へ割り当てたが、実際に徵収したのは現状で過少と判定された地区に限り、その収入を旧基準で過大（過重）とされた地区的負担軽減に充てた。例えば本来の負担が九百リーヴルと千一百リーヴルであるべき二地区が旧賦課ではいずれも千リーヴルとされている場合、割当額は双方千一百リーヴルとし、徵収は過少側のみから行い、その全額を過大側の軽減に回すため、過大側の実負担は九百リーヴルにとどまる。付加分は不均衡の是正に全額充当されたため政府歳入の総額は増減せず、ただし配分の実施は総監の裁量に大きく依存し、運用は恣意的になりやすかつた。